

総合評価方式により政策評価を実施する平成30年度実施施策の概要

テーマ名	障害者施策の総合的推進			担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)
評価対象政策名	12. 共生社会実現のための施策の推進			評価対象施策名	⑤障害者施策の総合的推進
政策評価実施予定時期	平成35年中			政策評価対象期間	平成30年度～平成34年度
テーマの概要	障害者基本法(昭和45年法律第84号)に基づき策定された障害者基本計画(第4次)(注:現在検討中)に基づき、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して障害者施策の総合的推進を図る。				
達成すべき目標	今後策定される障害者基本計画(第4次)の成果目標等を踏まえ、設定する。		目標設定の考え方・根拠	障害者基本法及びそれに基づく障害者基本計画(第4次)(注:現在検討中)	
総合評価方式を採用する理由	本計画は、より長期的な展望を視野に入れつつ、平成30(2018)年度からの5年間を対象とする予定であり、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析する必要があることから、計画期間の満了後に総合評価方式での評価を行う。				
評価の観点	今後策定される障害者基本計画(第4次)を踏まえ、設定する。				
主な指標等	今後策定される障害者基本計画(第4次)を踏まえ、設定する。				
学識経験を有する者の知見の活用	本政策評価の実施に当たっては、障害者政策委員会(委員は、障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。)における障害者基本計画の実施状況の監視等に係る議論を踏まえ検討を行う予定である。				
関連予算	予算額計(百万円)			当初予算額(百万円)	分野別等の内訳の資料(別添)
	27年度	28年度	29年度	30年度	
	97	98	104	103	<input type="checkbox"/> ある場合は左記をチェックの上、別添を御提出下さい。
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					
備考	障害者基本計画(第3次)の計画期間の満了に伴い、平成29年度中に障害者基本計画(第4次)が策定される見込み。				

総合評価方式により政策評価を実施する平成30年度実施施策の概要

テーマ名	子どもの貧困対策の総合的推進	担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)		
評価対象政策名	12. 共生社会実現のための施策の推進	評価対象施策名	⑦子どもの貧困対策の総合的推進		
政策評価実施予定時期	平成31年中	政策評価対象期間	平成26年度から平成30年度まで		
テーマの概要	子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)に基づく子どもの貧困対策に関する大綱に掲げられた施策の推進を図る。				
達成すべき目標	大綱に掲げられた指標の改善	目標設定の考え方・根拠	子どもの貧困対策の推進に関する法律 子供の貧困対策に関する大綱		
総合評価方式を採用する理由	子供の貧困対策の総合的推進は、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析する必要があることから、おおむね5年ごとの大綱の見直しと併せて総合評価方式での評価を行う。				
評価の観点	子供の貧困対策に関する大綱に掲げる各種施策に関し、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行う。その評価に当たっては、大綱に掲げられた25の指標の動向を確認する。				
主な指標等	<p>(大綱の25の指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学 ・生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 ・生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 ・生活保護世帯に属する子供の就職率(中学校卒業後) ・生活保護世帯に属する子供の就職率(高等学校等卒業後) ・児童養護施設の子供の進学率(中学校卒業後) ・児童養護施設の子供の就職率(中学校卒業後) ・児童養護施設の子供の進学率(高等学校卒業後) ・児童養護施設の子供の就職率(高等学校卒業後) ・ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園) ・ひとり親家庭の子供の進学率(中学校卒業後) ・ひとり親家庭の子供の就職率(中学校卒業後) ・ひとり親家庭の子供の進学率(高等学校卒業後) ・ひとり親家庭の子供の就職率(高等学校卒業後) ・スクールソーシャルワーカーの配置人数 ・スクールカウンセラーの配置率(小学校) ・スクールカウンセラーの配置率(中学校) ・就学援助制度に関する周知状況(毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合) ・就学援助制度に関する周知状況(入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合) ・日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(無利子) ・日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(有利子) ・ひとり親家庭の親の就業率(母子家庭) ・ひとり親家庭の親の就業率(父子家庭) ・子供の貧困率 				
学識経験を有する者の知見の活用	子どもの貧困対策会議のもと、関係者の意見を聴きつつ施策の実施状況や子供の貧困対策の効果等を検証・評価し、子供の貧困対策について検討を行うための「子供の貧困対策に関する有識者会議」を開催。				
関連予算	予算額計(百万円)			当初予算額(百万円)	分野別等の内訳の資料(別添)
	27年度	28年度	29年度		
	108	136	158	303	<input type="checkbox"/> ある場合は左記をチェックの上、別添を御提出下さい。
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					
備考					

総合評価方式により政策評価を実施する平成30年度実施施策の概要

テーマ名	青年国際交流の推進	担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)
評価対象政策名	12. 共生社会実現のための施策の推進	評価対象施策名	⑧青年国際交流の推進
政策評価実施予定時期	平成35年度中	政策評価対象期間	平成25年度から平成34年度まで
テーマの概要	日本青年を海外に派遣し、または外国青年を日本に招へいし、あるいは日本青年と外国青年が船内で共同生活を行うといった国際交流事業の実施を通じ、ディスカッション等を通じた日本と諸外国の青年の共同研修・交流を行い、青年相互の理解と友好を促進するとともに、青年の国際的視野を広めて、国際協調の精神を養い、時代を担うにふさわしい国際性とリーダーシップを備えた青年を育成する。		
達成すべき目標	①国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成 ②戦略的重要国との関係強化と日本への理解・関心の向上	目標設定の考え方・根拠	・内閣府設置法 第4条第3項二十八 青少年の健全な育成に関する関係行政期間の事務の連絡調整及びこれに伴い必要となる当該事務の実施の推進に関すること ・「子供・若者育成支援推進大綱」(平成28年2月9日 子ども・若者育成支援推進本部決定)
総合評価方式を採用する理由	本施策は人材育成面、外交面での政策効果が期待されており、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析する必要があることから、総合評価方式での評価を行う。		
評価の観点	内閣府青年国際交流事業に参加する日本青年は、事業への参加を通じてリーダーシップや異文化対応力といった能力を成長させ、事業で得た知見や人的ネットワークをいかして事業後にその成果を地域・国・世界に還元することが期待されている。 また、同事業に参加する外国青年については、人的交流を通じて我が国への理解・親しみをもち、日本と諸外国との友好の架け橋となることが期待されている。 主に、こうした人材育成と外交への寄与の二面から、事業が総体としてどの程度効果を上げているかなどの評価を行うこととする。 この際、人材育成面については、事業参加から5～10年を経過した日本参加青年及び外国青年を対象として、その間、事業の経験を活用して社会の各分野でどのように活躍しているか、また周囲にどの程度の影響を与えたか(今後の参加が見込まれる青年への事業成果の伝達と参加促進、事業で得た知識や経験の地域・職域における共有・社会一般に対する発信等)について、アンケートやヒアリングによるフォローアップ調査を行うことを想定している。 また、外交面については、外国参加青年を対象として、対日感情や事業で培った人的ネットワークの維持の状況等に関するアンケートやヒアリングによるフォローアップ調査を行うことを想定している。		
主な指標等	・青年国際交流事業の各事業における参加青年に対する調査において、事業への参加がその後のキャリア形成において役割を果たしたと評価する者の割合 ・青年国際交流事業参加後に社会貢献活動に関わっている事業参加者の割合 ・青年国際交流事業参加後も事業に参加した外国青年等と交流が続いている事業参加者の割合 以上のほか、ヒアリング調査等により、事業参加青年の社会における活躍の状況、外国青年の対日感情等について、定性的に調査。		
学識経験を有する者の知見の活用	本政策評価の企画立案及び取りまとめに当たっては、学識経験者で構成される評価検討委員会の審議に付して得た知見を活用する予定である。		
関連予算	予算額計(百万円)		当初予算額(百万円)
	27年度	28年度	29年度
	1,351	1,412	1,406
	1,410		
	<input type="checkbox"/> ある場合は左記をチェックの上、別添を御提出下さい。		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「子供・若者育成支援推進大綱」(平成28年2月9日 子ども・若者育成支援推進本部決定)		
備考			

総合評価方式により政策評価を実施する平成30年度実施施策の概要

テーマ名	男女共同参画社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進			担当部局名	男女共同参画局
評価対象政策名	13. 男女共同参画社会の形成の促進			評価対象施策名	(政策13-施策①) 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進
政策評価実施予定時期	平成33年度(予定)			政策評価対象期間	平成28年度～平成32年度(予定)
テーマの概要	男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)に基づく男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進する。				
達成すべき目標	第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)において掲げられた目指すべき社会(基本計画期間内に達成すべき目標は、別紙参照)			目標設定の考え方・根拠	男女共同参画社会基本法 第4次男女共同参画基本計画
総合評価方式を採用する理由	男女共同参画社会形成の促進は、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析する必要があることから、概ね5年ごとの計画の見直しと併せて総合評価方式での評価を行う。				
評価の観点	<p>第4次男女共同参画基本計画(以下「4次計画」という。)で掲げる目指すべき社会の実現に向け、4次計画で定めた政策領域である下記Ⅰ～Ⅳの観点から総合的に評価を行う。なお、評価にあたっては4次計画において重点的に監視・評価すべきとして定めた「政策領域目標」を活用する。(別紙参照)</p> <p>(参考:政策領域)</p> <p>Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍(第1～5分野) 男性中心型労働慣行等を変革し、職場、地域、家庭等あらゆる場面における施策を充実させる。また、女性活躍推進法の着実な施行とともに、更に踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じた積極的な女性採用・登用のための取組や、将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組を進める。</p> <p>Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現(第6～8分野) 非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中で、公正な処遇が図られた多様な働き方の普及等、働き方の二極化に伴う諸問題への対応を進めるとともに、困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める。また、女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しつつ、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する。</p> <p>Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備(第9～12分野) 東日本大震災等の経験と教訓を踏まえ、防災・復興施策への男女共同参画の視点の導入を進めるとともに、防災・復興における女性の参画とリーダーシップの重要性について、国内外に発信する。また、国際的な潮流を踏まえつつ、国際的な規範・基準の尊重等に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献の推進により、男女共同参画に関して国際社会における我が国の存在感及び評価を高める。</p> <p>Ⅳ 推進体制の整備・強化 地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、地域における推進体制を強化する。</p>				
主な指標等	別紙参照				
学識経験者を有する者の知見の活用	本政策評価の実施にあたっては、男女共同参画会議での知見を活用する予定。				
関連予算	予算額計(百万円)			当初予算額 (百万円)	分野別等の内訳の資料(別添)
	27年度	28年度	29年度	30年度	
	7,904,376	7,805,068	8,004,105		<input type="checkbox"/> ある場合は左記をチェックの上、別添を御提出下さい。
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日 閣議決定)</p> <p>「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日 働き方改革実現会議決定)</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月9日 閣議決定)</p> <p>「未来投資戦略2017-Society 5.0の実現に向けた改革-」(平成29年6月9日 閣議決定)</p> <p>安倍内閣総理大臣施政方針演説(第195回国会 平成29年11月17日)抜粋</p> <p>「女性が輝く社会、お年寄りも若者も、障害や難病のある方も、誰もが生きがいを感ぜられる『一億総活躍社会』を創り上げます。」</p>				
備考					

(別紙)

< 4 次計画 政策領域目標一覧 >

I あらゆる分野における女性の活躍 (第 1 ~ 5 分野)

項目	計画策定時	現 状	成果目標 (期限)
国家公務員の女性登用			
本省課室長相当職に占める女性の割合	3.5% (平成 27 年 7 月)	4.4% (平成 29 年 7 月)	7% (平成 32 年度末)
係長相当職 (本省) に占める女性の割合	22.2% (平成 27 年 7 月)	24.2% (平成 29 年 7 月)	30% (平成 32 年度末)
地方公務員の女性登用			
都道府県 (市町村) の本庁課長相当職に占める女性の割合	8.5% (14.5%) (平成 27 年)	9.8% (16.9%) (平成 29 年)	15% (20%) (平成 32 年度末)
都道府県 (市町村) の本庁係長相当職に占める女性の割合	20.5% (31.6%) (平成 27 年)	22.4% (33.5%) (平成 29 年)	30% (35%) (平成 32 年度末)
民間企業の女性登用			
課長相当職に占める女性の割合	9.2% (平成 26 年)	10.3% (平成 28 年)	15% (平成 32 年)
係長相当職に占める女性の割合	16.2% (平成 26 年)	18.6% (平成 28 年)	25% (平成 32 年)
25 歳から 44 歳までの女性の就業率	70.8% (平成 26 年)	72.7% (平成 28 年)	77% (平成 32 年)
週労働時間 60 時間以上の雇用の割合	男性 : 12.9% 女性 : 2.8% (平成 26 年)	男性 : 11.7% 女性 : 2.6% (平成 28 年)	5.0% (平成 32 年)
男性の育児休業取得率			
国家公務員	3.1% (平成 26 年度)	8.2% (平成 28 年度)	13% (平成 32 年)
地方公務員	1.5% (平成 25 年度)	3.6% (平成 28 年度)	13% (平成 32 年)
民間企業	2.3% (平成 26 年度)	3.16% (平成 28 年度)	13% (平成 32 年)

II 安全・安心な暮らしの実現（第6～8分野）

項目	計画策定時	現状	成果目標（期
健康寿命（男女別）（注1）	男性：71.19歳 女性：74.21歳 （平成25年）	更新なし	健康寿命を1歳以上延伸 男性：70.42歳→71.42歳 女性：73.62歳→74.62歳 （平成22年→平成32年）
行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数	25か所 （平成27年11月）	41か所 （41都道府県） （平成29年11月）	各都道府県に最低1か所 （平成32年）
ハローワークによるひとり親家庭の親の正社員就職者数	38,774件 （平成26年度）	36,620件 （平成28年度）	前年度以上 （毎年度）

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備（第9～12分野）

項目	計画策定時	現状	成果目標（期限）
「男女共同参画社会」という用語の周知度	男性：66.3% 女性：61.3% （平成24年）	男性：70.4% 女性：63.3% （平成28年）	男女とも100% （平成32年）
待機児童数	23,167人 （平成27年4月）	26,081人 （平成29年4月）	解消をめざす （平成29年度末）*
大学学部段階修了者の男女割合	男性：54.9% 女性：45.1% （平成25年）	男性：54.6% 女性：45.4% （平成26年）	男女の修了者割合の差を5ポイント縮める （平成32年）
都道府県防災会議の委員に占める女性の割合	13.2% （平成27年）	14.9% （平成29年）	30% （平成32年）

*「子育て安心プラン」（平成29年6月）により、「遅くとも平成32年度末までに解消」とされている。

IV 推進体制の整備・強化

項目	計画策定時	現状	成果目標（期
男女共同参画計画の策定率 （市町村） （※市町村は特別区を含む。 以下同じ。）	市区：97.0% 町村：52.6% （平成27年）	市区：96.4% 町村：56.5% （平成29年）	市区：100% 町村：70% （平成32年）

（注1）健康寿命とは、日常生活に制限のない期間。

総合評価方式により政策評価を実施する平成30年度実施施策の概要

テーマ名	仕事と生活の調和の推進	担当部局名	男女共同参画局		
評価対象政策名	13. 男女共同参画社会の促進	評価対象施策名	(政策13-施策②) 仕事と生活の調和の推進		
政策評価実施予定時期	平成33年度中	政策評価対象期間	平成26年度から平成32年度		
テーマの概要	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」(以下「憲章」という)及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(以下「行動指針」という)に基づき、政・労・使、自治体、及び国民等が一体となり、総合的にワーク・ライフ・バランスの取組を推進する。				
達成すべき目標	「憲章」に基づいた仕事と生活の調和の実現した社会を目指す。	目標設定の考え方・根拠	「憲章」において、国の果たすべき役割として「国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援」と掲げられている。		
総合評価方式を採用する理由	仕事と生活の調和の推進は、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析する必要があることから、行動指針に掲げられた「2020年の目標値」を踏まえ、平成32年度までを対象期間とした総合評価方式での評価を行う。				
評価の観点	憲章に掲げられている「仕事と生活の調和が実現している社会の姿」を実現するために、総体としてどの程度進捗しているかなどの総合的な観点から評価を行う。その評価に当たっては、行動指針に掲げられた「数値目標」の動向を確認する。「数値目標」とは、仕事と生活の調和した社会の実現に向けた企業、働く者、国民、国及び地方自治体の取組を推進するための目標として、政策によって一定の影響を及ぼすことができる項目について設定されたものであり、 <1>就労による経済的自立が可能な社会、 <2>健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、 <3>多様な働き方・生き方が選択できる社会に分けられ、社会全体として達成することを目指す目標である。				
主な指標等	<1> ①就業率(20~64歳、20~34歳、25~44歳女性、60~64歳) ②時間当たり労働生産性の伸び率 ③フリーターの数 <2> ④労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合 ⑤週労働時間60時間以上の雇用者の割合 ⑥年次有給休暇取得率 ⑦メンタルヘルスクエアに関する措置を受けられる職場の割合 <3> ⑧短時間勤務を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度等) ⑨自己啓発を行っている労働者の割合 ⑩第1子出産前後の女性の継続就業率 ⑪保育等の子育てサービスを提供している数 ⑫男性の育児休業取得率 ⑬6歳未満の子どもをもつ夫の育児・家事関連時間				
学識経験を有する者の知見の活用	本政策評価の企画立案及び取りまとめに当たっては、仕事と生活の調和連携推進・評価部会において意見をを得る予定である。				
関連予算	予算額計(百万円)			当初予算額(百万円)	分野別等の内訳の資料(別添)
	27年度	28年度	29年度		
	23	29	28	31	<input type="checkbox"/> ある場合は左記をチェックの上、別添を御提出下さい。
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「日本再興戦略 改訂2016-未来への挑戦-」(平成28年6月2日 閣議決定) 「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月2日 閣議決定) 「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日 働き方改革実現会議決定) 「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」(平成29年6月9日 閣議決定)				
備考					

総合評価方式により政策評価を実施する平成30年度実施施策の概要

テーマ名	宇宙開発利用に関する施策の推進			担当部局名	内閣府宇宙開発戦略推進事務局
評価対象政策名	18. 宇宙開発利用に関する施策の推進			評価対象施策名	①宇宙開発利用の推進
政策評価実施予定時期	平成32年度			政策評価対象期間	平成27年度から平成31年度まで
テーマの概要	宇宙基本法(平成20年法律第43号)に基づき策定された宇宙基本計画(平成28年4月1日閣議決定)の下に、宇宙開発利用に関する施策を推進する。				
達成すべき目標	宇宙の持つ潜在力を我が国の安全保障能力の強化や国民生活の向上等に最大限活用するとともに、宇宙を活用して国際社会における我が国のリーダーシップを強化し、人類・社会全体の安全と安定、繁栄と発展の実現に貢献する。			目標設定の考え方・根拠	宇宙基本法(平成20年法律第43号) 宇宙基本計画(平成28年4月1日閣議決定) 宇宙基本計画工程表(平成29年度改訂)(平成29年12月12日宇宙開発戦略本部決定)
総合評価方式を採用する理由	本施策は、施策効果の発現状況を踏まえ工程表の見直しを毎年度実施することとしているが、施策の効果を様々な角度から掘り下げて分析し、施策の評価を行うことから、総合評価方式での評価を行う。				
評価の観点	<p>宇宙基本計画に基づく宇宙開発利用に関する施策の推進に関し、次に掲げる各種施策が総体としてどの程度効果を上げているのかなどの総合的な観点から評価を行う。</p> <p>1 宇宙安全保障の確保 宇宙空間の安定的利用を確保した上で、宇宙を活用した我が国の安全保障能力の強化並びに宇宙協力を通じた日米同盟等の強化を図る。</p> <p>2 民生分野における宇宙利用促進 宇宙を活用した地球規模課題解決と安全・安心で豊かな社会の実現(国土強靱化等)及び関連する新産業の創出(G空間情報の活用等)を図る。</p> <p>3 産業・科学技術基盤の維持・強化 宇宙産業関連基盤の維持・強化及び価値を実現する科学技術基盤の維持・強化を図る。</p>				
学識経験を有する者の知見の活用	本政策評価の企画立案及び取りまとめに当たっては、学識経験者等の意見を得る予定である。				
関連予算	予算額計(百万円)			当初予算額 (百万円)	分野別等の内訳の資料(別添) <input type="checkbox"/> ある場合は左記をチェックの上、別添を御提出下さい。
	27年度	28年度	29年度	30年度	
	20072	19313	24360	16017	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	安倍内閣総理大臣発言(宇宙開発戦略本部。平成27年12月)抜粋 GDP600兆円に向けた生産性革命において、宇宙分野を柱の一つとして推進していく。特に、技術進歩により急速に広がりがつつある、民間による宇宙開発利用を支援していく。				
備考					

総合評価方式により政策評価を実施する平成30年度実施施策の概要

テーマ名	子ども・子育て支援の推進	担当部局名	子ども・子育て本部			
評価対象政策名	20. 子ども・子育て支援の推進	評価対象施策名	①子ども・子育て支援の推進 ③特定教育・保育施設等利用の推進 ④地域における子ども・子育て支援対策の推進			
政策評価実施予定時期	平成32年中	政策評価対象期間	平成27年度から平成31年度まで			
テーマの概要	少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条に基づく少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)等に基づき、少子化社会対策を総合的に推進する。					
達成すべき目標	(1)大綱において、平成31年度までの5年間を目途とした施策の数値目標を盛り込んでおり、今後この数値目標達成を目指して施策を推進。 (2)社会全体で子供と子育てを支援することの重要性について国民の理解を促すとともに、学校、家庭、地域等が連携協力して取り組む社会の実現。	目標設定の考え方・根拠	少子化社会対策基本法第7条及び第17条第2項			
総合評価方式を採用する理由	本大綱はおおむね5年を目途に見直しを行うとされており、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析する必要があることから、大綱の見直しと併せて総合評価方式での評価を行う。					
評価の観点	<p>大綱に掲げる各種施策に関し、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から評価を行う。なお、評価に当たっては、学識経験者等の意見を得る予定である。</p> <p>1 重点課題</p> <p>(1)子育て支援施策を一層充実させる。 (2)若い年齢での結婚・出産の希望が実現できる環境を整備する。 (3)多子世帯への一層の配慮を行い、3人以上子供が持てる環境を整備する。 (4)男女の働き方改革を進める。 (5)地域の実情に即した取組を強化する。</p> <p>2 きめ細かな少子化対策を推進するために講ずる施策</p> <p>(1)結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じ、一人一人を支援する。 (2)社会全体で行動し、少子化対策を推進する。</p>					
主な指標等	大綱において、重点課題やきめ細かな少子化対策を推進するために講ずる施策として掲げられた項目についての推進状況					
学識経験を有する者の知見の活用	本政策評価の企画立案及び取りまとめに当たっては、学識経験者等の意見を得る予定である。					
関連予算	予算額計(百万円)			当初予算額 (百万円)	分野別等の内訳の資料(別添)	
	27年度	28年度	29年度			30年度
	699,576 (681,398)	765,804 (754,098)	947,845	1,017,563	<input type="checkbox"/> ある場合は左記をチェックの上、別添を御提出下さい。	
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)						
備考						

総合評価方式により政策評価を実施する平成30年度実施施策の概要

テーマ名	有人国境離島政策の推進	担当部局名	総合海洋政策推進事務局
評価対象政策名	21. 有人国境離島政策の推進	評価対象施策名	①有人国境離島政策の推進
政策評価実施予定時期	平成39年度中	政策評価対象期間	平成29年度～平成38年度
テーマの概要	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年4月27日法律第33号)に基づき定める基本方針に掲げる事項の推進を図る。		
達成すべき目標	有人国境離島地域が有する活動拠点としての機能を継続的に維持するとともに、特定有人国境離島地域の人口が定常的に社会増となる状態(転入者が転出者数を上回る状態)を実現する。	目標設定の考え方・根拠	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針(平成29年4月7日内閣総理大臣決定)(「基本方針」と呼称する)
総合評価方式を採用する理由	本施策は、政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析する必要があり、制度全体の評価も行うことなどから、総合評価方式での評価を行う。		
評価の観点	<p>有人国境離島政策の推進について、基本方針に掲げる以下の政策がどの程度効果を上げているか総合的な観点から評価を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○有人国境離島地域の保全に関する施策 <ol style="list-style-type: none"> 1 国の行政機関の施設の設置 2 国による土地の買取り等 3 港湾等の整備 4 外国船舶による不法入国等の違法行為の防止 5 広域の見地からの連携 ○特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する施策 <ol style="list-style-type: none"> 1 国内一般旅客定期航路事業・国内定期航空運送事業等に係る運賃等の低廉化 2 生活又は事業活動に必要な物資の費用の負担の軽減 3 雇用機会の拡充等 4 安定的な漁業経営の確保等 ○その他 <ol style="list-style-type: none"> 1 啓発活動 		
主な指標等	<p>上記の評価に当たっては、主な指標として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針に定められた有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する各施策の実施状況 ・「特定有人国境離島地域の人口が定常的に社会増となる状態の実現」(総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」) ・「特定有人国境離島地域の農林水産物の生産額」(離島統計年報) ・「特定有人国境離島地域の開業率」(経済センサス) ・「特定有人国境離島地域における年間延泊者数」(離島統計年報) <p>などを用いる予定。</p>		
学識経験を有する者の知見の活用	「総合海洋政策本部参与会議」などにおいて、学識経験者等の知見を活用する予定である。		
関連予算	予算額計(百万円)		
	27年度	28年度	29年度
	-	-	5,027
	当初予算額(百万円)		
	5,027		
	分野別等の内訳の資料(別添)		
	<input type="checkbox"/> ある場合は左記をチェックの上、別添を御提出下さい。		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>海洋基本計画(平成25年4月26日閣議決定)</p> <p>海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針(平成28年7月26日総合海洋政策本部決定)</p> <p>離島振興基本方針(平成25年3月29日国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣決定)</p>		
備考	関連予算は、内閣府の予算のみ計上。		